

各省庁の文書管理規則における規定

①行政文書の作成

省 庁 名	文 書 管 理 規 則 に お け る 規 定
ガイドライン	第2条 行政文書の作成 施行令第16条第1項第2号により、行政機関としての意思決定及び事務・事業の実績については、文書を作成することを原則とする。当該意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合及び処理に係る事案が軽微なものである場合は例外として文書の作成を要しないが、前者の場合には、事後に文書を作成することを要する。
内 閣 府	(文書作成の原則) 第6条 意思決定並びに事務及び事業の実績については、次に掲げる場合を除き、文書を作成することを原則とする。ただし、第1号の場合においては、事後に文書を作成するものとする。 (1) 意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合 (2) 処理に係る事案が軽微なものである場合
公正取引委員会	(文書の作成) 第3条 行政機関としての意思決定並びに事務及び事業の実績については、文書を作成して行うことを原則とする。ただし、次の場合は、この限りでない。 (1) 行政機関としての意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合（ただし、事後に文書を作成することを要する。） (2) 処理に係る事案が軽微なものである場合
警 察 庁	(行政文書の作成) 第22条 警察庁の意思決定に当たっては行政文書を作成するものとし、事務の実績については行政文書を作成するものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りでない。 (1) 意思決定と同時に行政文書を作成することが困難である場合 (2) 処理に係る事案が軽微なものである場合 2 前項第1号に規定する場合にあっては、事後に行政文書を作成するものとする。
防 衛 庁	(文書作成の原則) 第9条 意思決定に当たっては文書を作成して行うこと並びに事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とするが、次に掲げる場合についてはこの限りではない。ただし、第1号の場合については、事後において速やかに文書を作成するものとする。 (1) 意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合 (2) 処理に係る事案が軽微なものである場合
金 融 庁	(行政文書作成の原則) 第6条 金融庁の意思決定に当たっては、行政文書を作成して行うこと並びに金融庁の事務及び事業の実績について行政文書を作成することを原則とする。ただし、次の各号に掲げる場合については、この限りではない。 一 本庁の意思決定と同時に行政文書を作成することが困難である場合 二 処理に係る事案が軽微なものである場合 2 前項において作成した行政文書のうち意思決定に係るものについては、別に定めるところに従い、決裁権限者の決裁を受けることを原則とする。 3 第1項ただし書（第1号に係るものに限る）の処理をしたときは、事後において事案の内容を摘録した行政文書を作成し前項に準じて決裁を受けることを原則とする。
総 務 省	(文書作成の原則) 第16条 総務省の意思決定に当たっては文書を作成して行うこと並びに総務省の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りでない。 (1) 総務省の意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合 (2) 処理に係る事案が軽微なものである場合 2 前項第1号に規定する場合にあっては、事後に文書を作成するものとする。
法 務 省	(文書作成の原則) 第6条 法務省としての意思決定及び事務の実績については、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を作成することを原則とする。この場合において、当該意思決定と同時に文書を作成することが困難であるときは、事後に文書を作成するものとする。
外 務 省	(文書作成の義務) 第3条 当省の意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成して行うこと並びに当省の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りでない。 (1) 意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合（この場合、事後に文書を作成することとする。） (2) 処理に係る事案が軽微なものである場合